

岡崎市 住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の概要について

市民安全部市民課

目次

岡崎市における住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価の概要	3
1 目的	3
2 特定個人情報保護評価についての概要	3
3 再評価による前回評価からの変更点概要.....	4
4 住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の概要.....	4
(1) 事務の名称	4
(2) 事務の概要	4
(3) 特定個人情報ファイルの内容及び取扱いについて	4
(4) 全項目評価書における取扱いプロセスにおけるリスク対策の概要	6
(5) その他のリスク対策等	7

岡崎市における住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価の概要

1 目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）では、個人情報保護の施策の1つとして、個人番号（以下「マイナンバー」という。）をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有する国の行政機関や地方公共団体等は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止と国民・住民の信頼の確保を目的として、特定個人情報保護評価を実施することが義務付けられております。

住民基本台帳に関する事務は住民票にマイナンバーが記載しており、特定個人情報ファイルを保有しているため、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられております。

2 特定個人情報保護評価についての概要

- (1) 特定個人情報保護評価は、その事務において個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。また、その事務の取扱人数、従事者数、重大事故の発生の有無に基づき実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類は以下のとおりに分かれます。

ア 事務の概要等、基本的なところのみ評価した基礎項目評価のみ

イ 基礎項目評価と事務の内容やリスク等重点的な内容だけ評価する重点項目評価

ウ 基礎項目評価と約 180 項目の詳細に事務の内容やリスク等を評価する全項目評価

- (2) 特定個人情報保護評価では、それぞれ国が定めた様式の評価書を使用して作成します。全項目評価は評価書の作成後、パブリックコメントの実施と、有識者による第三者点検を受けることが義務付けられ、必要に応じ、意見等を反映します。その後、評価書は国の個人情報保護委員会に提出し、公表されます。
- (3) 特定個人情報保護評価を実施した事務は、毎年評価を見直す必要があり、また、システムの変更等の重大な変更や、情報漏洩等の重大な事故があった場合、最後に評価を実施してから5年経過した場合などに再評価の実施が義務付けられています。
- (4) 岡崎市における住民基本台帳に関する事務は、取扱人数が38万人以上であり、取扱人数30万人以上が対象となる(1)ウの基礎項目評価及び全項目評

価が義務付けられています。

- (5) 岡崎市における住民基本台帳に関する事務は、平成 26 年度に初めて評価を実施し、システム変更に伴い、平成 27 年度、平成 28 年度にも再評価を実施しました。最後に評価した平成 28 年度から 5 年経過したため、今年度に再評価を実施する必要があります。

3 再評価による前回評価からの変更点概要

住民基本台帳に関する事務についての特定個人情報保護評価は、平成 28 年度に再評価を実施し、評価書の作成・公表を行いました。その後、重大な変更や事故等が無かったため、毎年見直しのみを行い、微小な修正をしています。

この度、最後に評価してから 5 年が経過したため、再評価を実施しました。変更点は主に以下のとおりです。

- (1) 法令等の条文の見直し。
- (2) 令和 2 年度から利用開始したマイナンバーカード交付予約管理システムの追記。
- (3) 令和 3 年度から利用開始している附票 AP 機能についての追記。
- (4) 移転・提供先の名称等の見直し。

4 住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の概要

(1) 事務の名称

住民基本台帳に関する事務

(2) 事務の概要

住民基本台帳は住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出等の一元化や事務処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認のためのシステム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。))を都道府県と共同して構築し、市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務を行っている。

(3) 特定個人情報ファイルの内容及び取扱いについて

ア 住民基本台帳ファイル

(ア) 内容

岡崎市に住民票がある者について住所、氏名・生年月日・性別(以下「4 情報」という。)、マイナンバーなど住基法に定められた住民票記載事項等を記録したファイル。

- (イ) 入手
住民の住所等の異動の度、本人からの届出又は他団体等からの通知、他課等からの情報連携等による。
- (ウ) 使用
区域内の住民の住民票情報を正確に管理し、国民健康保険等の市の他事務の基礎情報として使用する。また住民票の写しの交付により住所について公証する。
- (エ) 委託
システムの保守及び一部業務処理を委託。また、市の許可のもと再委託も認める。
- (オ) 提供・移転
教育委員会、番号法別表第2に定められている提供先への提供、また庁内他部署へ移転をしている。
- (カ) 保管・消去
委託事業者のデータセンターで保管し、適宜削除を実施する。

イ 本人確認情報ファイル

- (ア) 内容
岡崎市に住民票がある者の住民票に記載された4情報等を記録したファイル
- (イ) 入手
住民基本台帳に記載された情報をシステム連携により入手する。
- (ウ) 使用
市町村の区域を超えて住民基本台帳事務を効率的に行う。
- (エ) 委託
システムの保守を委託。また、市の許可のもと再委託も認める。
- (オ) 提供・移転
都道府県及び地方公共団体情報システム機構へ提供する。
- (カ) 保管・消去
庁内にあるサーバに保管し、保管期間を過ぎたデータは、自動判別により消去される。

ウ 送付先情報ファイル

- (ア) 内容
岡崎市に住民票がある者のマイナンバーカード作成等に関する4情報等を記録したファイル
- (イ) 入手
住民基本台帳に記載された情報をシステム連携により入手

- (ウ) 使用
マイナンバーカード作成等の事務を行う。
 - (エ) 委託
システムの保守を委託。また、市の許可のもと再委託も認める。
 - (オ) 提供・移転
地方公共団体情報システム機構へ提供する。
 - (カ) 保管・消去
庁内にあるサーバに保管し、保管期間が到来した場合う指定された方法により、システムで一括消去する。
- (4) 全項目評価書における取扱いプロセスにおけるリスク対策の概要
- ア 住民基本台帳ファイルについて
 - (ア) 特定個人情報の入手のリスク
届出や通知に適切で正確な処理をすることによりリスク対策をする。
 - (イ) 特定個人情報の使用のリスク
ユーザや端末による制御により、不必要な情報のアクセスや、ログの収集による監視、システムの制御によりリスク対策をする。
 - (ウ) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託のリスク
委託時に岡崎市情報セキュリティポリシーや契約のルールに基づき、リスクを抑えた委託契約を行う
 - (エ) 特定個人情報の提供・移転のリスク
情報の提供や移転の際はシステムの的に制御された状態で行われるため、リスクが無い。
 - (オ) 情報提供ネットワークシステムとの接続のリスク
システムで制御されており、適切な情報が提供されること、認証や監査証跡等による不正な提供などが抑止されている。
 - (カ) 特定個人情報の保管・消去のリスク
データセンターによるサーバ対策や適切な運用により保管リスク対策をしている。消去について媒体の物理対策をしている。
 - イ 本人確認情報ファイルについて
 - (ア) 特定個人情報の入手のリスク
住民記録システムを通じて情報を入手するので、住民基本台帳ファイルの適切な入手によりリスク対策とする。
 - (イ) 特定個人情報の使用のリスク
権限と認証管理されたユーザ利用のみにするなどの対策をする。
 - (ウ) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託のリスク
委託時に岡崎市情報セキュリティポリシーや契約のルールに基づき、

リスクを抑えた委託契約を行う。

(エ) 特定個人情報の提供・移転のリスク

情報の提供はシステムの的に制御された状態で行われるため、リスクが無い。

(オ) 情報提供ネットワークシステムとの接続のリスク

情報提供ネットワークシステムとは接続しない。

(カ) 特定個人情報の保管・消去のリスク

サーバ等の不正アクセスへの対応や、バックアップが行われていること、適切に破棄等を行うことにより対策している。

ウ 送付先情報ファイルについて

(ア) 特定個人情報の入手のリスク

住民記録システムを通じて情報を入手するので、住民基本台帳ファイルの適切な入手によりリスク対策とする。

(イ) 特定個人情報の使用のリスク

権限と認証管理されたユーザ利用のみにするなどの対策をする。

(ウ) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託のリスク

委託時に岡崎市情報セキュリティポリシーや契約のルールに基づき、リスクを抑えた委託契約を行う。

(エ) 特定個人情報の提供・移転のリスク

情報の提供の際はシステムの的に制御された状態で行われるため、リスクが無い。

(オ) 情報提供ネットワークシステムとの接続のリスク

情報提供ネットワークシステムとは接続しない。

(カ) 特定個人情報の保管・消去のリスク

サーバ等の不正アクセスへの対応や、バックアップが行われていること、適切に破棄等を行うことにより対策している。

(5) その他のリスク対策等

ア 監査（自己点検、監査）

1年に1回、チェックシートによる見直しを行っている

イ 従業者に対する教育・啓発

現在行われている情報セキュリティ、住基ネットの研修を引き続き行う他、特定個人情報に関する研修を行っている

ウ 開示方法等について

岡崎市個人情報保護条例に基づき開示請求を受ける。

担当：市民安全部市民課 システム管理係
〒444-8602 岡崎市十王町二丁目 9 番地
T E L 0564-23-6141 F A X 0564-27-1158